

## 平成27年度 有料老人ホーム指導調査における主な指摘事項

指導調査を実施した施設数：99施設

<ul style="list-style-type: none"> <li>重要事項説明書について、施設の実態とは違う記載となっている箇所が散見されるため、入居者に誤解を与えることがないよう実態に即して正確に記載すること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情処理窓口が明示されていない。明示すること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>経理・会計について、介護保険事業等と区分すること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者から金品等の預かりサービスを行っているが、管理方法に関する取り決めがなく、入居者の依頼又は承諾について書面で確認できなかった。金銭等の具体的な管理方法を規程等で定める等により手続きを適正に実施すること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>管理規定等が定められていなかったため、入居者に対する説明事項を適切に明示した管理規定を定めること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>管理規定において、居室で使用する水道、電気の使用料の支払いについて定めているが、入居者から光熱水費を別途徴収していないため記載事項を見直すこと。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>運営懇談会の設置及び開催がされていないので、運営懇談会を設置し開催すること。また、第三者（民生委員等）を加えるよう努めるとともに、開催結果の記録を残すこと。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>入居契約書に明示される契約内容において、「返還金の支払時期」が明示されていない。明示すること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>事故防止、身体拘束、高齢者虐待、感染症予防等の職員に対する研修を定期的に行う年間計画を作成し実施すること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>身体拘束のマニュアルを整備すること。利用者・家族に対して説明書により詳しく内容等を説明し、同意を得てから行うこと。また、緊急やむを得ない場合に該当するかどうか検討を行い、検討結果を記録すること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>避難及び消火に関する訓練を年2回実施すること。うち1回は夜間を想定した訓練とすること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>非常災害時の備蓄品の確保に努めること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>変更後の消防計画及び防火管理者について、監査日現在、所轄消防署に未届である事実が認められたことから、速やかに届出を行うこと。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>消防計画に規定した自主点検が行われていない。自己点検を行うこと。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>6ヶ月毎に実施する消防用設備の機器点検について、その結果を維持台帳に記録しておくこと。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の採用時健康診断を実施すること。また、夜勤業務のある職員については年2回健康診断を実施すること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者に供与したサービス（入浴・排せつ又は食事の介護、食事の提供、洗濯・掃除等の家事の供与、健康管理の供与、安否確認又は状況把握サービス、生活相談サービス）について内容を記載した帳簿を作成し、2年間保存すること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者の健康診断について、1年に2回の受診機会を設けること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者の薬の保管について、薬を保管している部屋に職員が不在の場合は、施錠をするなど適切な管理を行うこと。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>協力歯科医療機関を定めるよう努めること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>事故報告の記録は作成されていたが、県に報告すべき事案で報告がされていないものが見受けられた。該当事案が発生した場合は速やかに県に報告すること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>事故が発生した場合の対応、職員への周知徹底を図る体制、事故防止に対する職員研修の実施等が記載された事故発生の防止のための指針が整備されていない。整備すること。</li> </ul>

## 平成27年度 有料老人ホーム指導調査における主な指摘事項

指導調査を実施した施設数: 99施設

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保存食を保管する冷凍庫の温度の記録を残していない事実が認められた。保存食は、万が一の食中毒発生時の原因究明等に必要であることから、今後はマイナス20℃以下の適正に温度管理された冷凍庫で保存し、その記録を残しておくこと。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 借地借家による設置であるが、借地契約書がなく、借家契約については、自動更新条項・無断譲渡、無断転貸の禁止条項等が明記されていないため、有料老人ホーム事業の継続が確保されるよう借地借家に係る恵お役内容を今後見直すこと。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 家族の事情で身元引受人等が不在の入居者について、人権擁護の立場から市町・ケアマネと連携し、成年後見制度・社会福祉協議会等が行っている高齢者の財産保全に関する支援措置等の利用に努めること。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 有料老人ホームの職員が介護保険サービスの職員を兼ねているため、業務の種別が明確となる勤務表を作成すること。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 時間外労働休日労働に関する協定届を確認したところ、協定の始期を経過した同年に労働基準監督署への届出を行っている事実が認められたので、今後は協定の始期までにあらかじめ届出を行うこと。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 管理者の変更がなされているので、届出を行うこと。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ パンフレットの内容について、実態と乖離した記載があった。入居者に不当に期待を抱かせたり、それによって損害を与えることのないよう、正確な表示をするとともに「有料老人ホーム等に関する不当な表示」(平成16年公正取引委員会告示第3号)を遵守すること。</li></ul>